

第3編

第2章 基本目標別施策

基本目標

1

みんなで支えあう 健やかなまちづくり

- 1-1 地域福祉の充実
- 1-2 生活困窮者への支援
- 1-3 障がい者福祉の推進
- 1-4 高齢者福祉・介護保険事業の推進
- 1-5 健康づくりの推進

基本目標 ① みんなで支えあう健やかなまちづくり

施策

1-1

地域福祉の充実

担当課 福祉政策課

関連課 介護長寿課／障がい福祉課／市民協働課

施策の目的

対象 ●市民

意図 ●地域で支え合う

施策の基本方針

すべての市民が、日常生活の様々な困難や悩みに対して、必要な支援が受けられ、互いに助け合いながら暮らすことができる持続可能な地域共生社会³⁵の実現を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

「地域福祉」とは、すべての人が、人として住み慣れた家庭や地域でその人らしく自立し安心して暮らしていけるよう、多様な主体が参加・協力し「共に支え合う生涯活躍のまちづくり」のことです。少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化等により、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、地域のつながりが希薄化している中、その理念と方策は本市にとっても重要です。

貧困や孤独死、虐待、ひきこもり、自殺などの問題に加え、世帯構成や生活様式の変化などを背景とした社会的孤立などの地域生活課題を様々な部署や関係機関、地域が横断的・包括的に関わって対応することが必要となっています。

本市では、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、うるま市社会福祉協議会、福祉ボランティア団体、自治会やNPO団体等と連携し、地域福祉の充実を図りながら、民生委員・児童委員を確保することが今後も必要です。

すべての市民が住み慣れた家庭や地域でその人らしく自立し安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、行政、市民、自治会、福祉団体、ボランティアなどすべての人が互助意識を育み、福祉活動の担い手として地域福祉を推進し、共に支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。



35 地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「受け手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

主な課題

- 2021(令和3)年度に策定した「第四次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画」に基づき、包括的な支援体制づくりが必要です。
- 小地域福祉活動組織の形成を目指し、基幹福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置することが必要です。
- 災害に備えるため、避難行動要支援者等への対応を確立する必要があります。
- 権利擁護に係る相談が増加しています。

(2) 主な取組方針

方針1 地域人材を確保・育成します

- 社会福祉協議会等と連携し、地域福祉を推進するボランティア活動の支援を行い、地域の支援者となる人材を確保・育成します。
- また、福祉教育を通して互いの人権を尊ぶ福祉意識の醸成を行うとともに、思いやりのある心、豊かな人間性を育む機会の場の充実を図ります。
- 市民自らが地域の担い手となるよう、民生委員・児童委員や行政、社会福祉協議会、地域福祉事業所などと連携して地域課題の解決に向けた活動を促進します。
- ボランティアサロン等を活用し、事業者による地域福祉活動を活発にします。

方針2 地域で支え合う仕組みをつくります

- 高齢者や障がい者、子育て世帯等を対象とした居場所づくりや交流・生きがいの場など、人と人がつながる居場所づくりを行います。
- 小地域福祉ネットワーク³⁶の組織化を推進するため、社会福祉協議会が中核となった地域の支え合いを進めていきます。併せて、地域福祉に関する市民活動の各種取組みについての広報活動などを行い、周知を図ります。
- 避難行動要支援者に対する避難支援について、地域自治会や民生委員、自主防災組織、各種団体等と連携し、避難支援体制の構築に取り組みます。
- 基幹福祉圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカーを配置するように努めます。

方針3 地域の包括的支援体制を整えます

- 複雑化・複合化した地域生活課題に対応する包括的支援体制の構築を目指し、既存事業を活用した重層的支援体制整備事業について段階的に取り組みます。
- 暮らしや福祉に関する相談ができるよう、ふれあい総合相談や地域包括支援センター、障がい者等基幹相談支援センターの充実を図ります。
- 健康福祉センター（うるみん）を拠点とする社会福祉協議会の活動においては、介護支援、権利擁護等の各種サービスを充実させます。相談が増えている権利擁護については、福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。
- 成年後見制度³⁷の利用促進を図るため、成年後見利用促進基本計画及び計画を推進するための体制整備に取り組みます。



36 小地域福祉ネットワーク

社会福祉協議会が中心となって、地域で支援を必要とする一人ひとりに近隣の人が見守り活動や援助活動を展開する活動のことです。

37 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援する制度です。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティア登録者数 <small>成果指標設定</small> 個人ボランティア・ボランティア登録団体数により市民が地域における福祉活動に取り組んでいる状況を把握します。 <small>成果指標設定の考え方</small>	3,739 (69) 人	3,789 (78) 人
避難行動要支援者名簿掲載者の外部提供同意率 <small>成果指標設定</small> 避難行動要支援者名簿の情報について、地域の支援組織等と平時から情報共有・連携が図られているかを同名簿掲載者の外部提供同意率により把握します。 <small>成果指標設定の考え方</small>	31%	50%
ふれあい総合相談延べ利用者件数 <small>成果指標設定</small> 日常生活において様々な困難や悩みのある人について、ふれあい総合相談利用者件数により把握します。 <small>成果指標設定の考え方</small>	2,299人	1,890人

(4) 協働 ～ともに進めるために～

- 市民・個人**
 - 地域コミュニティ活動における福祉活動に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
 - 地域福祉の課題について、自身や家族のこととして捉え、豊かな生活を送れるよう努めましょう。
- 自治会・地域**
 - 互助意識を持ち、地域で支え合いながら、要配慮者の見守り支援等に協力しましょう。
- 企業・NPO団体**
 - 行政との連携や各団体間相互の連携により、福祉課題を解決するためのサービスを提供しましょう。

(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	前期基本計画					後期基本計画						
		H28以前	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9以降
● 第四次うるま市地域福祉計画・第4次うるま市地域福祉活動計画	令和4年度～令和8年度												
● うるま市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度												
● 第3次うるま市障がい者福祉計画	平成30年度～令和5年度												

施策

1-2

生活困窮者への支援

担当課 保護課

関連課

施策の目的

- 対象** ●生活困窮者 ●生活保護受給者
- 意図** ●自立した生活を送る

施策の基本方針

すべての市民の健康で文化的な暮らしが保障され、生活困窮に陥った場合には自立し安定した生活が送れるような支援を確保します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

2015（平成27）年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等により、生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化が図られることになりました。また、同法は2018（平成30）年に一部改正され、生活困窮者等の一層の自立を促進するため、生活困窮者に対する包括的な支援体制等の強化が図られることとなりました。

2018（平成30）年に生活保護法が一部改正され、2020（令和2）年1月から被保護者健康管理支援事業（生活習慣病の予防など）の実施が規定されました。

本市の生活保護受給者数は増加傾向が続いています。高齢化の進展や経済環境の影響が主な原因と考えられますが、受給者の状況は傷病や障害等様々であり、個々の世帯に合わせた支援が求められます。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響等による受給者の増加も想定され、保護を必要とする方には、生活保護の利用を促し、適宜・適切な援助を実施し、自立を促進する必要があります。

主な課題

- 貧困の連鎖防止の対応として、貧困家庭における子どもの学習支援の充実が求められています。
- 自らSOSを発信できない生活困窮者を早期に発見し支援につなげることが求められています。

(2) 主な取組方針

方針1 生活困窮者に対する対策を進めます

- 生活困窮者自立支援法に基づき、各種支援事業を推進し、生活保護に至る前の支援を実施します。
- 関係機関と定期的に支援調整会議を開催するなど、包括的な支援体制を構築し、各種支援策の情報の提供や助言を行います。
- ハローワーク等と連携しながら、生活困窮者の就労による自立を支援します。
- 公共料金等の滞納があるなどの課題のある世帯に対して早期の支援を実施していきます。

方針2 貧困の連鎖を防ぎます

- 生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもの対象に高校進学に向けた通塾型の学習支援を実施します。
- 自治会等と連携し、通塾以外の学習支援のあり方の検討を進めます。
- 高校進学後の中退防止支援及び進学・就労支援を実施します。

方針3 生活保護制度を適正に運営します

- 調査活動を充実させ、被保護者の困窮の程度を適切に把握し、困窮の程度に応じた必要な保護を実施します。併せて、適切な助言指導や援助により、被保護者の自立を促します。
- 被保護者への健康管理支援を実施することにより生活習慣病予防等を推進し医療扶助の適正化を図ります。
- 専門的な視点による適正な保護を推進するため、保健・医療・福祉等の各分野に精通した人材の育成・確保に努めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生活困窮者自立支援制度利用者のうち就労した人の数 <small>成果指標設定の考え方</small> 生活困窮者の経済的自立において就労は最も重要となることから指標とします。	56人 	62人
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 <small>成果指標設定の考え方</small> 進学率の上昇は、将来の所得の増大につながる可能性を高め貧困の連鎖を断ち切るためにも重要となることから指標とします。	73.7% 	94.0%
被保護者の健診受診率 <small>成果指標設定の考え方</small> 被保護者の生活習慣病予防対策で重要となる健診受診率を指標とします。	9.3% 	19.8%



(4) 協働 ~ともに進めるために~



市民・個人

- 生活保護の受給にあたり、資産や能力その他あらゆるものをその生活の維持のために活用しましょう。
- 生活保護受給者は、各種届出を適切に行い、自立に向けて取り組みましょう。
- 生活保護制度の適切な活用に努めましょう。



自治会・地域

- 民生委員や自治会による生活困窮者等の生活状況の把握及び行政への情報提供に協力しましょう。
- 自治会等を中心に生活困窮者等を地域で支え合いましょう。



企業・NPO団体

- 生活困窮者への食糧支援(フードバンク³⁸等)に協力しましょう。
- 企業は生活困窮者の就労支援や雇用の確保に協力しましょう。



38 フードバンク

まだ食べられるのに捨てられる食品を引き取り福祉施設等に無償で提供する活動のことです。この活動の強化・推進を通じて食品ロスを削減し、食料自給率を高め、食料安定供給の確保を図り、全ての人が豊かな食料や食文化を享受できることを目指しています。

基本目標 ① みんなで支えあう健やかなまちづくり

第2次うるま市総合計画 後期基本計画

施策

1-3

障がい者福祉の推進

担当課 障がい福祉課

関連課

施策の目的	対象	●障がい者(身体、知的、精神、難病等)
	意図	●地域社会で自立し安心して生活する ●地域において、いきいきと活躍(社会参加)する

施策の基本方針 障がい者等の自主的な行動や自立が促進され、日常生活及び社会生活の支援により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

SDGsの目標



(1) 現状と課題

障害者総合支援法が施行され、障がい者自らがサービスを選択できる仕組みとなりました。本市でも「第3次うるま市障がい者福祉計画」及び「第6期うるま市障害福祉計画」で定めた取組みにより、障がいのある方が自ら望む地域生活を営むことができるよう、適切かつ良質なサービスの確保・向上を図るための環境整備等を行う必要があります。

困った時にいつでも相談ができる相談窓口の充実、日中過ごせる場の利用拡大、障がい者の個々のニーズに合った障害福祉サービスの充実、退院可能な精神に障がいがある人の地域生活への移行促進等が求められています。

主な課題

- 障がい者の生活を支える相談支援体制の強化及び障害福祉サービスの充実を図る必要があります。
- 障がい者への理解と交流の促進を図る必要があります。
- 障がい者の親亡き後³⁹を見据えた体制や環境の整備を図る必要があります。



39 親亡き後(の問題)

障がい者有する子どもの世話を全面的にみている両親が先に亡くなったり、高齢化が進み子どもを支えられなくなった場合に起こる様々な問題であり、その子どもが地域で生活を継続できるようサポートすることが課題です。

(2) 主な取組方針

方針1 相談支援体制の強化と障害福祉サービスの充実を図ります

- 障がい者の自己選択、自己決定を促進するために相談支援体制を強化するとともに、障がいの特性などに応じ、多様で質の高いサービスを受けることができるように、障害福祉サービスの充実を図ります。

方針2 障がい者の自立支援と活躍(社会参加)を推進します

- 障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事につき、働き続けるために関係機関などと連携を図りながら多様な就労を支援していきます。
- 障がいのある人が、地域で安心して生活が継続できるよう関係機関・団体と連携し、自立や社会参加の促進を図るための環境整備を行います。
- 障がい者の自立した生活を支援するため、障害者優先調達推進法に基づき、本市が行う物品及び役務の調達に当たっては、障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

方針3 安心できる地域環境づくりを推進します

- 障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能をもった場や体制を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。
- 判断能力が不十分な知的障がいや精神障がい、若年性認知症を支援する成年後見制度については、関係機関との連携をより一層高め、安心して利用できる体制づくりを推進していきます。
- 障がいのある人に対する差別や偏見を無くすため、啓発や広報活動を通じ、差別解消の取組みを推進します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)の利用者数 <small>成果指標設定の考え方 障害福祉サービスの充実を図り、障がい者の日常生活や社会生活の支援につなげるため、障害福祉サービス等の利用者数を把握します。</small>	3,410人 	4,975人
就労移行支援サービスから一般就労へ移行した人数 <small>成果指標設定の考え方 障がい者の自立支援と社会参加を推進するため、就労移行支援サービスから一般就労へ移行した人数を把握します。</small>	4人 	5人
地域生活支援拠点等の機能を持った事業所数 <small>成果指標設定の考え方 安心できる地域環境づくりを推進するため、地域生活支援拠点等の機能を持った障害福祉事業所の登録数により整備状況を把握します。</small>	1箇所 	37箇所



高齢者の増加とともに認知症高齢者も増加傾向にあり、認知症高齢者を介護する家族への支援も必要となっています。そのため、認知症の初期段階での対応や認知症高齢者とその家族を支える環境づくりなどの取組みの充実を図る必要があります。

主な課題

- 医療と介護の連携強化が求められています。
- 望まれる介護サービス等の提供体制の充実が求められています。
- 介護予防の強化が求められています。
- 認知症対策の推進が求められています。

(2) 主な取組方針

方針1 健康づくりと生きがいづくりを充実させます

- 高齢者及びそのほかすべてのライフステージ⁴⁰に焦点を当てた健康づくりや疾病予防について推進する「第2次健康うま21」の周知や、健康づくりの実践を発信する取組みを推進します。
- 保健分野と介護予防分野のデータを活かして高齢者のフレイル⁴¹予防を進めるため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図ります。
- 高齢者が生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習や生涯スポーツ活動などに取り組める環境の充実を図るとともに、指導者の確保などを進めます。

方針2 介護予防・介護保険サービス等を充実させます

- 健康で元気な高齢者が増え、活気のある日常生活を過ごしていけるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施や「通いの場」などの介護予防の取組みを推進します。
- 特別養護老人ホーム待機者や県医療計画に基づく医療療養病床の削減による介護サービス需要を踏まえた施設利用ニーズ等への対応を図ります。
- 在宅医療と介護連携を引き続き推進し、中部地区医師会との連携事業の推進、訪問診療の確保、看取りに関する周知等に努めます。

方針3 支え合いの仕組みを構築します

- 地域包括支援センターを中心とする支え合い、権利擁護、生活支援体制整備事業等を推進し、地域共生社会の実現を図ります。
- 認知症の発症を遅らせ、高齢者が認知症になっても地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、認知症に関する啓発、地域での見守り体制づくり、当事者や家族の交流等の場の充実を図り、「共生」と「予防」の両輪で取組みを進めていきます。



40 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことで、家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられます。

41 フレイル

「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語です。要介護状態に至る前段階として位置付けられますが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。



方針4 高齢者の安全と安心を確保します

- 新型コロナウイルスをはじめとする感染予防対策の徹底について、本市の事業のほか、介護サービス事業所での対策強化を図ります。
- 災害時における要配慮者に対する支援及び避難行動要支援者の避難支援について、防災知識の普及、災害時の情報提供及び避難誘導並びに避難場所での健康管理その他必要な救護・救済対策等、地域と連携し地域で支えあう体制を整備します。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ちゃーがんじゅー高齢者の割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 要介護認定を受けていない高齢者（要介護認定を受けずに自分の生活を維持している高齢者）をちゃーがんじゅー高齢者（元気高齢者）とし、全高齢者に対する割合で設定します。	81.2%	増加
生きがいをもって生活が送れていると思う高齢者の割合 <small>成果指標設定の考え方</small> 施策の目的（意図）の達成度を測る指標として設定します。（市民アンケート）	85.2%	増加
避難行動要支援者名簿掲載者（のうち自力避難が困難な高齢者）の外部提供同意率 <small>成果指標設定の考え方</small> 避難行動要支援者名簿の情報について、地域の支援組織等と平常時から情報共有・連携が図られているかを同名簿掲載者（のうち自力避難が困難な高齢者）の外部提供同意率により把握します。	27.0%	50.0%
認知症サポーターの人数（累計） <small>成果指標設定の考え方</small> 認知症に関する正しい知識と理解をもって認知症の人やその家族をできる範囲で手助けし地域で支えていけるよう認知症サポーターを増やしていきます。（年間の認知症サポーター養成数をこれまでの養成数累計で計上し、年間200人の養成を目標としていきます。）	4,672人	5,872人



市民一人ひとりの健康づくりに対する意識を向上させ、子どもの頃から生涯を通じた健康づくりを実施することで、健康寿命の延伸や健康格差の縮小を図るために、「うるま市健康増進計画（健康うるま21）」を推進しているところです。今後も、関係課や関係機関・団体と連携し推進していきます。

主な課題

- 早世（65歳未満死亡）の割合が高い状況にあります。
- 生活習慣病は、発症予防、重症化予防の取組みが大切ですが、重症化して入院に至る状況が見られます。生活習慣の改善や適切な受診をすることが求められています。
- 特定健診・各種がん検診の受診率が低い状態です。

(2) 主な取組方針

方針1 地域で健康づくりを進めます

- 市民・地域・学校・医療機関・各団体等が連携して「健康うるま21」を推進し、市民の誰もが主体的に取り組む健康づくり活動を支えます。
- 潜在的な健康リスクに向き合う（ポピュレーションアプローチ⁴⁴）活動を推進するため、健康づくりに関する具体的な施策プログラムの提示や事業所等を巻き込んだ戦略的な取組みを展開します。
- 特定健診・各種がん検診の受診率を向上させることで市民の健康増進を推進します。
- 健康福祉センター及び体育施設等を活用し、市民の健康増進を推進します。
- 食生活改善推進員と連携し、地域における食育の充実を図ります。

方針2 保健サービスを充実させ、地域医療との連携を進めます

- 「健康うるま21」を踏まえ、各ライフステージに応じた7分野（食・栄養、歯、運動、酒、たばこ、ゆとり、健康管理）の健康づくりを推進します。
- 顕在的な健康リスクと向き合う（ハイリスクアプローチ⁴⁵）取組みとして、疾病の発症予防及び重症化予防のため、生活習慣の改善が必要な人に対し、栄養指導を含めた特定保健指導等におけるきめ細やかな保健指導を実施します。
- 保健指導対象者（ハイリスクアプローチ対象者）に対して運動教室（ポピュレーションアプローチ）を案内・実施するといったように、健康づくりのための両輪のアプローチをバランスよく組み合わせた保健事業を展開します。
- 重症化予防の取組みとして、「うるま市・沖縄市CKD⁴⁶・糖尿病性腎臓病病診連携システム」を活用し、腎機能低下者に対する適切な保健指導及び医療機関の受診勧奨、治療継続に向けた支援を推進します。
- 保健師や管理栄養士、看護師、臨床心理士などの専門的人材、地域の健康づくりを担う食生活改善推進員等を育成・確保します。



44 ポピュレーションアプローチ 高いリスクを持った人と限定せず、ある団体などのリスクを全体的に下げることが行なっていく支援のことをいいます。

45 ハイリスクアプローチ 健康障害を引き起こすリスクのうち、特にリスクが高い患者に対して、そのリスクを下げるように働きかけるアプローチのことをいいます。

46 CKD (Chronic Kidney Disease) 慢性腎臓病のことで、腎障害を示す所見や腎機能低下が慢性的に続く状態をいいます。

方針3 感染症予防対策を進めます

- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の予防対策として市民講座等で知識の啓発に努めます。

(3) 成果指標

指標名	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
全死亡における20歳以上65歳未満の死亡割合	12.1%	減少
成果指標設定の考え方	健康の保持増進、生活の質の向上、早世の予防について20歳以上65歳未満の死亡率を把握します。	
特定健診の受診率	26.3%	60.0%
成果指標設定の考え方	健康意識の向上について特定健診の受診率により把握します。〔特定健診の受診率（国保被保険者40～74歳）〕	
特定保健指導の実施率	62.5%	60.0%
成果指標設定の考え方	健康意識の向上について特定保健指導の実施率により把握します。〔特定保健指導の実施率（国保被保険者40～74歳）〕	
日常的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	50.7%	増加
成果指標設定の考え方	市民の健康づくりへの行動変容の指標として、健康づくりに取り組んでいる割合を把握します。（市民アンケート）	

(4) 協働 ～ともに進めるために～



市民・個人

- ・ 望ましい生活習慣を身に付け、生活習慣病を予防しましょう。
- ・ 上手にストレスをコントロールし、心の安定に努めましょう。
- ・ 自分の健康状態に関心を持ち、定期的に特定健康診査やがん検診等、各種検診を受けましょう。
- ・ 検診結果により、要精密検査、要医療と判定されたら必ず医療機関を受診しましょう。
- ・ かかりつけの医師をもち、治療中断することなく適正な医療を受けましょう。
- ・ 予防接種を受け、手洗い等の基本的な感染対策を行い、感染症を予防しましょう。



自治会・地域

- ・ 自治会、食生活改善推進員や健康づくりボランティア等による、地域における健康づくりの輪を広げていきましょう。



企業・NPO団体

- ・ 従業員が気軽に検診を受診できる等、健康づくりに取り組みやすい環境をつくりましょう。



(5) 関連する個別計画

計画名	計画期間	H28以前	前期基本計画					後期基本計画					R9以降	
			H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
● 第2次健康うるま21 (うるま市健康増進計画)	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● 第2次健康うるま21 (うるま市健やか親子21 (母子保健計画))	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● 第2次健康うるま21 (うるま市食育推進計画)	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● うるま市国民健康保険 第2期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 第3期特定健康診査等実施計画	平成30年度～令和5年度		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
● うるま市自殺対策計画	令和4年度～令和8年度							■	■	■	■	■	■	

